

(ケーブルを含み、電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。) 及び支持物(電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。)

四 「電気火災事故」とは、漏電、短絡、せん絡その他の電気的要因により建造物、車両その他
の工作物（電気工作物を除く。）、山林等に火災が発生することをいう。

破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若

六 改 「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損事故(部品の交換等により当該設備の幾部位を逆面の状態まで容易に復旧する見込みのある場合)はその使用を中止することをいう。

古くは品出の「お祭り」で、三三三三の相手を行きの北原といふに名高い御田て不見るるのむかの場合は「除く」といふ。一は「供給支障事故」とは、破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しない

ことにより電気の使用者（当該電気工作物を管理する者を除く。以下この条において同様。）に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が

八 自動的に再閉路されることにより電気の供給の停止が終了した場合を除く。
「供給支障電力」とは、供給支障事故が発生した場合において、電気の使用者に対し、電気

の供給が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との供給電力の差をいう。

十 終了した時までの時間を、いう
「発電障害事故」とは、電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤
操作による電気障害事故を意味する。

（機器者しくは電気工作物を操作しないこと）（二三語多雷電の易音電信）（易音電業の用に供するものに限る。）が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなることをいう。

十一 「放電障害事故」とは、蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転を停止し、又はそ

の運転を停止しなければならなくなる」という。別に告示する電気工作物（原子力発電工作

十三 「高濃度ボリ塩化ビフェニル含有電気工作物」では、ボリ塩化ビフェニル含有電気工作物（物を除く。）であつて、ボリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。

であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。

(定期報告) 第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、そぞろに司長の捺印又は報告用印の欄に掲げるところに送り、司長の報告用印の欄に掲げる旨

同表の報告書名に提出しなければならない。

發行電月報	電氣事業者	樣式第	號	標	三	種
	翌々月十五日					

一 設備資金報	一般送配電事業者、送電事業様式第毎事業年度の最経済産業大臣
---------	-------------------------------

者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者

第号ノ
五、第
号第
に二四
掲号項
及第
るび一

事業を當む者毎四にあつては、

(定期報告)

六 十 二 の	様式第五月末日	経済産業大臣
量をする者	法第百三条の二第一項の特定計 算結果	十三 特定計量関係 取引年報

第二条の二 小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者は、次の表の報告を要する場合の欄に掲げる場合には、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、経済産業大臣に提出しなければならない。

書 報 告
わないので申出を行おうとする場合
イ 低圧需要に係る小売供給に関する契約 一万
ロ 高圧需要に係る小売供給に関する契約 三百
ハ 特別高圧需要に係る小売供給に関する契約 十
起算して七日前の日まで

二、次に掲げる要件のいずれかに該当する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者がその事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始する場合

周知を開始する日の前日において締結している低圧需要に係る情報告白

廃止の八月十二日より、その事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始する日までの規様式

前日から起算して七日前の日まで

口、周知を開始する日の前日ににおいて締結している特別高圧需要に係る小売供給に関する契約の数が三百以上又はこれらの中の契約に係る販売電力量が八百万キロワットアワー以上ハ、周知を開始する日の前日ににおいて締結している特別高圧需要に係る小売供給に関する契約の数が三百以上又はこれらの中の契約に係る販売電力量が八百万キロワットアワー以上

い。
2 経済産業大臣は、前項の規定により提出された報告書の写しを委員会に送付しなければならぬ
る販売電力量が五百万キロワットアワー以上
に係る小売供給に関する契約の数が十以上又はこれらの契約に係

第三条 電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この項において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電

氣工作物（原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十九年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの、原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に関する次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

（二）前項の受取日より二箇月後迄（即ち三月三十日以後）。

六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十万キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電障害事故

して行わなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第八号から第十三号までに掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十 七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設 (以下「ばい煙発生施設」という。)に該当する 電気工作物を設置する場合又はばい煙発生施設 に該当する電気工作物の使用の方針であつてば い煙量（同法第六条第二項に規定するものをい う。以下同じ。）ばい煙濃度（同項に規定する ものをいう。以下同じ。）若しくは煙突の有効高 さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口 の高さをいう。以下同じ。）に係るものを使更す る場合	あらかじめ	当該変更に係る 事項	（出力九十万キ ロワット未満の 水力発電所に属 する電気工作物 、火力発電所に 属する電気工作 物、蓄電池に属 する電気工作物 、電圧三十万ボ ルト未満の変電 所（容量三十万 キロボルトアン ペア以上若しく は出力三十万キ ロワット以上の 周波数変換機器 又は出力十万キ ロワット以上の 整流機器を設置 するものを除く 。）に属する電
二 大気汚染防止法第二条第九項に規定する一 般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」とい う。）に該当する電気工作物の使用又は管理 の方法であつて一般粉じん（同条第八項に規定 するものをいう。以下同じ。）の排出又は飛散の 防止に係るものを使更する場合	（出力九十万キ ロワット未満の 水力発電所に属 する電気工作物 、火力発電所に 属する電気工作 物、蓄電池に属 する電気工作物 、電圧三十万ボ ルト未満の変電 所（容量三十万 キロボルトアン ペア以上若しく は出力三十万キ ロワット以上の 周波数変換機器 又は出力十万キ ロワット以上の 整流機器を設置 するものを除く 。）に属する電	（出力九十万キ ロワット未満の 水力発電所に属 する電気工作物 、火力発電所に 属する電気工作 物、蓄電池に属 する電気工作物 、電圧三十万ボ ルト未満の変電 所（容量三十万 キロボルトアン ペア以上若しく は出力三十万キ ロワット以上の 周波数変換機器 又は出力十万キ ロワット以上の 整流機器を設置 するものを除く 。）に属する電	（出力九十万キ ロワット未満の 水力発電所に属 する電気工作物 、火力発電所に 属する電気工作 物、蓄電池に属 する電気工作物 、電圧三十万ボ ルト未満の変電 所（容量三十万 キロボルトアン ペア以上若しく は出力三十万キ ロワット以上の 周波数変換機器 又は出力十万キ ロワット以上の 整流機器を設置 するものを除く 。）に属する電

二の二 大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十三項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合

三 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十二年法律第五百五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第九号及び第十七号の四において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてダイオキシン類の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）に係るものを変更する場合

(直 流 に あ つ て (直 流 に あ つ て は、 十 万 ボ ル ト) 未 満 の 送 電 線 路 に 属 す る 電 気 工 作 物 、 電 压 三 十 万 ボ ル ト (直 流 に あ つ て は、 十 万 ボ ル ト) 未 満 の 電 力 系 統 に 属 す る 保 安 工 作 物 、 電 压 通 信 設 備 に 属 す る 電 気 工 作 物 又 は 需 要 設 備 に 属 す る 電 気 工 作 物 に 係 る 場 合 は、 蓄 電 所 又 は 變 電 所 六 号 に 掲 げ る 場 合 に あ つ て は、 當 該 電 氣 工 作 物 的 設 置 の 場 所 を 當 該 發 電 所 、 蓄 電 所 又 は 變 電 所 、 開 閉 所 若 し く は これ ら に 準 ず る 場 所 の 設 置 の 場 所 を 管 轄 す る 產 業 保 安 監 督 部 長 (四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百 八号)第二条第二項に規定する特定施設(二 の号、第十二号、第十三号及び第十八号にお いて「特定施設」という。)に該当する電気工作物 を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物 の使用の方法、同条第七項に規定する汚水 等(以下「汚水等」という。)の処理の方法、同 条第六項に規定する排出水(以下「排出水」と いう。)の汚染状態若しくは量(同法第四条の 第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合 にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量 を含む。)、同法第二条第八項に規定する特定地 下浸透水(以下「特定地下水浸透水」という。) の浸透の方法若しくは用水若しくは排水の系統を 変更する場合	五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定す る指定項目で表示した汚濁負荷量(以下「汚濁 負荷量」という。)の測定手法を定める場合又は 当該測定手法を変更する場合	五 の二 水質汚濁防止法第五条第三項に規定す る有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質貯蔵 指定施設」という。)に該当する電気工作物を設 置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当す る電気工作物の使用の方法若しくは当該施設に おいて貯蔵される同法第二条第二項第一号に規 定する有害物質(第十二号の二において「有害 物質」という。)に係る搬入若しくは搬出の系統 を変更する場合	六 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号) 第三条第一項の規定により指定された地域内に 設置された発電所、蓄電所又は変電所、開閉所 若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であ つて、同法第二条第一項の特定施設に該当する ものの使用の方法を変更する場合(当該変更が 電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終 了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。)	八 現に設置している電気工作物が一般粉じん 発生施設になつた場合	八 現に設置している電気工作物がばい煙を大気中に 発生する場合	八 現に設置している電気工作物がばい煙を大気中に 発生する場合
第三百 八号の二に 掲げ る場合 にあ つては 一般粉 じん發 生施設 の種類、構 造及 び使用方 法管理の方 法	第三百 八号に掲 げる場合 にあつては 一般粉 じん發 生施設 の種類、構 造及 び使用方 法	第三百 八号に掲 げる場合 にあつては 一般粉 じん發 生施設 の種類、構 造及 び使用方 法	第三百 八号に掲 げる場合 にあつては 一般粉 じん發 生施設 の種類、構 造及 び使用方 法				
第三百 八号に掲 げる場合 にあつては 一般粉 じん發 生施設 の種類、構 造及 び使用方 法	第三百 八号に掲 げる場合 にあつては 一般粉 じん發 生施設 の種類、構 造及 び使用方 法	第三百 八号に掲 げる場合 にあつては 一般粉 じん發 生施設 の種類、構 造及 び使用方 法	第三百 八号に掲 げる場合 にあつては 一般粉 じん發 生施設 の種類、構 造及 び使用方 法				

八の二 現に設置している電気工作物が水銀排 出施設になつた場合	九 現に設置している電気工作物が特定施設と なつた場合において排出ガス（ダイオキシン類 対策特別措置法第二条第三項に規定するもの をいう。）を排出し、又は排出水（同条第四項に規 定するものをいう。）を排出する場合
では電気工作物が水銀排出施設の種類、構造及び 使用方法並びに水銀等の処理の方法 第一条項に規定す	第一条項に規定する特定施設となつ方法 ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定 する特定施設の種類、構造及び使用方法並びに 水銀等の処理の方法 第一条項に規定する特定施設の種類、構造及び 使用方法並びに水銀等の処理の方法
日から三十日以内	日から三十日以内
第十二条号の二に掲 げる場合にあつて は電気工作物が有 害物質使用特定施 設（第十二号に掲 げる場合を除く。） 又は有害物質貯 蔵ガス、水質基準 指定施設となつた 対象施設（同法第 二条第二項に規定 する特定施設とな つた場合）	第十二条号の二に掲 げる場合にあつて は電気工作物が有 害物質使用特定施 設（第十二号に掲 げる場合を除く。） 又は有害物質貯 蔵ガス、水質基準 指定施設となつた 対象施設（同法第 二条第二項に規定 する特定施設とな つた場合）
第十二条条第一項 第六号に規定す るものを行つ ては当該水 質基準対象施設 から排出される 汚水又は廢液の 処理の方法 大気基準適用施 設から排出され る発生ガスの処 理の方法 水質基準対象施 設から排出され る污水又は廢液の 処理の方法 特定施設の種 類、構造、設備 （当該特定施設 が水質汚濁防止 法第二条第八項 に規定する有害 物質使用特定施 設に該当しない 場合又は同法第二 項の相	第十二条条第一項 第六号に規定す るものを行つ ては当該水 質基準対象施設 から排出される 汚水又は廢液の 処理の方法 大気基準適用施 設から排出され る発生ガスの処 理の方法 水質基準対象施 設から排出され る污水又は廢液の 処理の方法 特定施設の種 類、構造、設備 （当該特定施設 が水質汚濁防止 法第二条第八項 に規定する有害 物質使用特定施 設に該当しない 場合又は同法第二 項の相

合	十二の二 現に設置している電気工作物が有害物質使用特定施設（前号に掲げる場合を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設となつた場合
十三	特定施設の設置場所が水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域となつた場合において当該特定施設が排出水を排出する場合
十四	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となつた場合

三十日以内	十日以内	水質汚濁防止法第 四条の二第一項の 地域を定める政令 の施行の日から六 十日以内				
			有害物質使用特 定施設（前号に 掲げる場合を除 く。）又は有害 物質貯蔵指定施 設の構造、設 備、使用の方法 並びに当該施設 において製造さ れ、使用され若 しくは処理され 又は貯蔵される 有害物質に係る 排出水の排水系 統及び搬入及び 搬出の量	系統	有害物質使用特 定施設（前号に 掲げる場合を除 く。）又は有害 物質貯蔵指定施 設の構造、設 備、使用の方法 並びに当該施設 において製造さ れ、使用され若 しくは処理され 又は貯蔵される 有害物質に係る 排出水の排水系 統及び個 数並びに騒音防 止の方法	合を除く。）、使 用の方法、汚水 等の処理の方 法、排水水の汚 染状態及び量 (指定地域内事 業場にあつて は、排水系統別 の汚染状態及び 量を含む)、特 定地下浸透水の 浸透の方法並び に用水及び排水 の系統

長 産業保安監督部 場所を管轄する
はこれらに準ずる場所の設置の
、開閉所若しくは電所又は変電所
當該発電所、蓄電池

十五 振動規制法第二条第一項の特定施設（この号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（この号において「指定地域」という。）となつた場合又は指定地域内に設置される発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となつた場合

十六 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第五号の二若しくは第六号の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合

事項	当該廃止に係る 事項	当該廃止に係る 事項	当該廃止に係る 事項	当該廃止に係る 事項	当該廃止に係る 事項	当該廃止に係る 事項	当該廃止に係る 事項
概要	事故の状況及び 講じた措置の 概要	事故の状況	事故の状況	当該電気工作物 の設置の場所を 管轄する産業保 安監督部長	当該電気工作物 の設置の場所を 管轄する産業保 安監督部長	当該電気工作物 の設置の場所を 管轄する産業保 安監督部長	当該電気工作物 の設置の場所を 管轄する産業保 安監督部長

同法第二条第四項に規定する指定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

十八の三 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

(ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物に関する届出)

第四条の一 ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者(以下この条において「ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物設置者等」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長(次項において「管轄産業保安監督部長」という。)へ届け出なければならない。

届出を要する場合

一 ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合(直ちに、当該ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。)

二 ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物設置者等の氏名若しくは住所(法人様式第十変更の後遅にあつては当該ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物を設置している又は予備三の三として有している事業場の名称又は所在地)に変更があつた場合又は当該ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合

三 ボリ塩化ビフエニル含有電気工作物を廃止した場合

様式第十
判明した後
遅滞なく

様式第十
事故の発生
滯なく

様式第十
廢止の後遅
り速やかに

様式第十
滯なく

様式第十
事故の発生
後可能なに

様式第十
滯なく

この省令は、昭和五十年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五十年一月二日通商産業省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年一月三〇日通商産業省令第一二二号)
この省令は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年四月一日通商産業省令第三二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年六月二十四日通商産業省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年八月一八日通商産業省令第一〇二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月三日通商産業省令第六七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年四月三〇日通商産業省令第三〇号)
この省令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月二日通商産業省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一月一日通商産業省令第一〇七号)
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

改正前の第二条第一項の表に掲げる電気事業年報であつて同項の規定による報告期限が昭和五十五年七月三十一日であるもの、同項の表に掲げる発受電月報、第三水曜日電力需給四半期報、電灯電力需要月報及びばい煙量等測定四半期報であつて同項の規定による報告期限が同年四月三十日であるもの、同項の表に掲げる建設工事実況月報であつて同項の規定による報告期限が同年四月二十日であるもの、同項の表に掲げる設備資金年報であつて同項の規定による報告期限

害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

十八の三 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

（卸電力取引所の会員の変更の報告）

第六条 卸電力取引所は、卸電力取引所の会員に変更があつた場合には、遅滞なく、様式第十四の取引会員情報を委員会に報告しなければならない。

附 則 抄

この省令は、法の施行の日(昭和四十年七月一日)から施行し、第二条第一項の表第十号、第

十三号および第十六号ならびに第四条第一項の表第三号および第四号については提出期限が昭和四十年八月一日以後である報告書から、第一条第一項の表第十七号および第十八号については提出期限が昭和四十年十二月一日以後である報告書から適用する。

2 電気に関する定期報告規則(昭和二十八年通商産業省令第四十七号)および電力用炭の代金債務を消滅させる場合等に関する報告に関する省令(昭和三十八年通商産業省令第百八号)は、廃止する。

附 則 (昭和四二年六月一日通商産業省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年七月一日通商産業省令第七八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月三〇日通商産業省令第一二二号)
この省令は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年三月二七日通商産業省令第一五号)
この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年四月一日通商産業省令第三二二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年六月二十四日通商産業省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年八月一八日通商産業省令第一〇二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月三日通商産業省令第六七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年四月三〇日通商産業省令第三〇号)
この省令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月二日通商産業省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一月一日通商産業省令第一〇七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年三月三日通商産業省令第九号)
この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

が同年六月三十日であるもの並びに同項の表に掲げる電気事故年報であつて同項の規定による報告期限が同年五月三十日であるものについては、なお従前の例による。改正前の第三条第一項及び第六条第一項の表に掲げる事故であつて速報及び詳報の報告期限が改正後になるものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年八月二〇日通商産業省令第五四号）

この省令は、昭和五十六年八月二十一日から施行する。

附 則（昭和五八年一一月二六日通商産業省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年三月九日通商産業省令第一一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一二年三月二八日通商産業省令第一一六号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一八日通商産業省令第二一七号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第四条第一項の表第一号については、報告期限が昭和六十三年六月一日以後である報告書から適用する。

附 則（昭和六三年四月一八日通商産業省令第二一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二八日通商産業省令第一一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二九日通商産業省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二九日通商産業省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
2 1 2 この省令による改正後の電気関係報告規則第二条、第四条、第七条及び第八条の規定は、報告期限が平成八年八月一日以後である報告書の提出から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、報告期限が当該各号に掲げる日以後である報告書の提出から適用する。
2 1 2 1 第二条第一項の表第四号及び第五号に係る部分 平成八年四月一日
2 1 2 2 第二条第一項の表第二号及び第八号並びに第四条の表第三号に係る部分 平成八年五月一日
2 1 2 3 この省令の施行日前の事項に関する報告書の提出について、この省令による改正前の電気関係報告規則（以下「旧規則」という。）第二条、第四条、第七条及び第八条の規定（第二条第一項の表第三号、第四号、第七号、第九号、第十三号、第十五号、第十六号及び第十八号並びに第四条の表第四号に係る部分を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。
2 1 2 4 この省令の施行日前に発生した旧規則第二条第一項及び第六条第一項の表に掲げる事故に係る報告については、なお従前の例による。

者に対する同号の規定の適用については、同号中「あらかじめ」とあるのは、「電気関係報告規則の一部を改正する省令（平成十三年経済産業省令第二百五号）の施行の日から一年以内に」とする。

附 則 （平成一四年一月二八日経済産業省令第一二号）

この省令は、平成十四年一月二十八日から施行する。ただし、第九条の次に一条を加える改正規定（第十条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則 （平成一四年三月二七日経済産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年三月二八日経済産業省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年三月一日経済産業省令第一七号）

（施行期日） 第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三日経済産業省令第一二号）

（施行期日） 第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月一日経済産業省令第二二号）

（施行期日） 第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年三月三一日経済産業省令第一四号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年三月二三日経済産業省令第一六号） 抄

（施行期日） 第一条 この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二四年六月一日経済産業省令第四四号） 抄

（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

附 則 （平成二四年九月四日経済産業省令第六八号）

（施行期日） 第一条 この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則 （平成二五年四月一日経済産業省令第二〇号）

（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行し、報告期限が平成二十五年五月一日以後である報告書の提出から適用する。

附 則 （平成二六年五月二九日経済産業省令第二九号）

（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十六年五月二九日から施行する。

附 則 （平成二七年三月四日経済産業省令第九号） 抄

（施行期日） 第一条 この省令は、平成二十七年三月四日から施行する。

附 則 （平成二七年三月二八日経済産業省令第四〇号）

（施行期日） 第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年三月二八日経済産業省令第六七号）

（施行期日） 第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年四月二八日経済産業省令第六七号）

（施行期日） 第一条 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則に係る報告については、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年四月二八日経済産業省令第六七号）

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （定期報告）

2 みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいう。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、翌々月末日までに、附則様式のみなし小売電気事業者報を電力・ガス取引監視等委員会に提出しなければならない。

附 則 （附則様式）

（附則第二条関係）

別則様式（附則第2条関係）
 特定小売供給約款の契約状況
 電力・ガス取引監視等委員会 委員長 段 _____年 _____月 _____日
 年 _____月 _____分 みなし小売電気事業者名 _____

1. 新規契約及び解約件数

変更内容		件数
新規契約	再点	
	新設	
	廃止	
解約	撤去	

2. 月間の契約変更件数

種別	変更前	変更後	件数
自社内変更	特定小売供給	その他の小売供給	
	その他の小売供給	特定小売供給	
離脱	特定小売供給	その他の小売電気事業者からの供給	
受入	その他の小売電気事業者からの供給	特定小売供給	

- 備考 1 再点とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない開始申込をいう。
 2 新設とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う開始申込をいう。
 3 廃止とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない廃止申込をいう。
 4 撤去とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした供給設備の工事を伴う廃止申込をいう。
 5 その他の小売供給とは、当該みなし小売電気事業者が供給する、特定小売供給以外の小売供給をいう。
 6 その他の小売電気事業者とは、当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者をいう。
 7 檢針日が月末ではないこと、需要家によって検針日が異なること等の理由により、一ヶ月の販売電力量等の管理を曆月とは異なる期間を用いて行っている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて

月ごとの合計値を算出して記載すること。

- 8 1. 及び2. の件数の欄には、報告月の月ごとの合計を記載すること。
 9 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

附 則 (平成二十八年九月二三日経済産業省令第九一号) 抄

1 この省令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際にこの省令による改正前の電気関係報告規則第四条の表第十五号の二又は第十六号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフエニル含有電気工作物に係る届出に限る。）は、改正後の電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。

附 則 (平成二九年三月三一日経済産業省令第三二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二

条、第五条及び第八条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定卸供給の要件に関する省令の廃止）

- 第二条 特定卸供給の要件に関する省令（平成二十八年経済産業省令第九十九号）は、廃止する。

(工事計画の届出に係る経過措置)

- 第三条 この省令の施行の際に施設し、又は施設に着手している騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設若しくは振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかるわらず、届出を要しない。

（溶接事業者検査に係る経過措置）

- 第四条 この省令の施行の際に法第五十二条第一項に基づき検査し、又は検査に着手しているものについては、第一条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の表第九号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省令第三〇号) 抄

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年三月一〇日経済産業省令第一二号) 抄

附 則 (令和四年三月三一日経済産業省令第二五号)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(電気関係報告規則の一改訂に伴う経過措置)

- 第二条 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。次項において「改正後報告規則」という。）第二条の表第十一の項及び第十二の項の規定については、報告期限が令和四年七月一日以後である報告から適用する。
- 2 改正後報告規則第二条の表第十三の項の規定については、報告期限が令和四年六月一日以後である報告から適用する。

附 則 (令和四年三月三一日経済産業省令第二五号) 抄

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月一一日経済産業省令第八八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百六十二号）の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

(報告に係る経過措置)

- 第一条 この省令の施行前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年一二月一四日経済産業省令第九六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

附 則 (令和五年三月一〇日経済産業省令第九号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省令第一号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためにエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」といふ。）から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日経済産業省令第一四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(電気関係報告規則に関する経過措置)

- 第一条 施行日から令和五年四月七日までの間にその締結している小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者に対する第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第一号の適用については、同号の報告期限の欄中「解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う日の前日から起算して七日前の日まで」とあるのは、「解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行った日から起算して七日以内」と読み替えるものとする。

- 第二条 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第一号の規定は、令和五年四月八日以後に小売電気事業又は小売供給を休止又は廃止する旨の周知をさせようとする

者に適用し、当該日前に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者については、なお従前の例による。

この省令は、令和五年七月五日経済産業省令第三五号)

附 則 (令和五年二月一日から施行する。)

(施行期日) (令和五年三月二九日経済産業省令第二二一号) 抄

1 この省令は、高压ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日経済産業省令第五七号)

(施行期日) (令和六年四月一日から施行する。)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表 (第二条関係)

(令和六年三月二九日経済産業省令第二二一号) 抄

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
第一表 販売電力量・契約口数	小売電気事業者	翌々月十五日
第二表 低压需要に係る小売供給契約の料金設定方 法・契約期間等	小売電気事業者	毎四半期の最終月の末日から一月を経過する

第三表一一 再生可能エネルギー電気を供給の特性 とする小売供給契約に係る販売電力量	当該契約の供給主体で ある小売電気事業者	毎事業年度の最終月の 末日から二月を経過す る日
第四表 インバータ発生実績	一般送配電事業者及び 配電事業者	翌々月末日

第五表 電気事業者の契約状況	一般送配電事業者及び 配電事業者	毎事業年度の最終月の 末日から二月を経過す る日
		翌々月月末日

様式第1 削除
(略)
様式第2 (第2条関係)
様式第3 (第2条関係)

様式第3 (第2条関係)	様式第1 削除	様式第2 (第2条関係)
--------------	---------	--------------

様式第4 削除
(第2条関係)

様式第5 (第2条関係) (平10年令27・全般、令元延令17・一部改定)

一般用電気工作物調査年報 年度	事業者名
1 竣工調査実施状況	
調査実施総需要家数	
登録調査機関へ調査を委託した需要家数	
調査実施需要家数	
調査不能需要家数	
通知需要家数	
再調査実施需要家数	
再調査における通知需要家数	
2 定期調査実施状況	
総需要家数	
調査実施総需要家数	
登録調査機関へ調査を委託した需要家数	
調査予定期需要家数	
調査実施需要家数	
調査不能需要家数	
通知需要家数	
再調査実施需要家数	
再調査における通知需要家数	

備考 1. 竣工調査とは一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事が完成した時に行う調査、定期調査とは4年に1回以上行う調査、再調査とはこれららの調査の結果、法第57条第2項の規定による通知をした後再び行う調査をいい、各調査実施状況についてそれぞれ記載すること。
2. 登録調査機関にあつては、調査実施総需要家数、総需要家数及び登録調査機関へ調査を委託した需要家数の欄には記入しないこと。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

削除

様式第8(第2条関係)

電気保安年報
第1表 電気事故件数総括表

事業者名	年度分												事業者名												
	電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の過損			供給支障(被災者なし)			発電支障又は放電支障			電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故件数			
	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	
事故発生箇所																									
電気火災	水力																								
	火力																								
感電死傷	燃料電池																								
	太陽電池																								
電気工作物の破損等による死傷・物損	風力																								
	計																								
電気工作物の過損	蓄電池																								
	電線用																								
特送別電線高圧路	架空																								
路	地中																								
電気配電線	計																								
電気配電線	架空																								
	地中																								
電気配電線	計																								
電気配電線	低圧配電線																								
	需要設備																								
他社事業者及 (被害なし)	合計																								
他社事業者及 (被害なし)	電気事業者																								
自家用電気工作物を設置する者	合計																								

備考 1 発電支障事故及び放電支障事故は、電気関係報告規則第3条に規定する事故について記載すること。

2 必要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。

3 「電気事業法第106条に基づくその他の事故報告」とは、電気関係報告規則第3条に掲げる事故以外に大臣又は産業省監督済長により法第106条の規定に基づき報告を求められた事故のことをいう。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2表 水力発電所(水力設備)事故被害数表

事業者名:

原因	設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故及び		その他の明合
	製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	水雪	雷震	地害	水害	山崩雪	ガラス	作過	公意業者の失	樹木接觸	鳥類接觸	自他	
貯水池・調整池																	
ダム																	
取水設備																	
沈砂池																	
導水管路																	
ヘッドタンク・サーボタンク																	
水圧管路																	
放流水路																	
制水弁・制水門																	
案内羽根																	
フランジ																	
ノブズル																	
バケツト																	
ケーシング																	
吸出管																	
主軸																	
調速装置																	
制圧機																	
圧曲潤滑油装置																	
手綱																	
自動制御装置																	
計																	
給排水装置																	
揚水発電所の揚水用ポンプ																	
小車																	
建物																	
その他																	
合計																	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第3表 水力発電所（電気設備）事故被害数表

年度分 事業

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本表は、第1項において、本事項に附載がない場合は、報告することを要する。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(1) 火力発電所(汽力設備)事

年度分

第4表(2) 火力発電所（ガスタービン設備）事故被害数

4

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
② 本規格 第1章において、本規格略称を規格に

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(3) 火力発電所(内燃力設備)事故被害数

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表〔原動力種別：
蒸気機関　水素燃焼機関　原動機〕

備考1 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 用紙の大きさは、日本薬局規格A4とすること。
 3 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がな

3 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第6表 太陽電池発電所 事故被害数表

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第7表 風力発電所 事故被害数表

年度分

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本表は、第1表(付録)にて、本表上記記述の欄に記載がなければ、報告書を添付する場合

第8表 善電所 事故被害数表

年度分

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第9表 変電所事故被害数表

欢迎光临

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第1.0表 送電線路及各特別高壓配電線路事故件數表

事業者名：

偏考1 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめることとする。

測定 1 日平均の降雨量未満については、少報第2位を西清江八重、第1位にとどめる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。
 3 本表は、第1項において、本表を記載する欄に空欄が無い場合は、想定するこし算上から

3 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第11表 高压配電線路事故件数表

年度分

備考1 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。
3 本書は、第1章において、本書上記係する欄に

3 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第12表(1) 電氣火災事故及因感電致死傷事故件數表

事業者名

備考1 回転式2名以上座席した場合は、死亡又は負傷程度の大きい方の項目件数を計上し、該当するそれぞれの項目に（）で死傷者数を記載すること。
備考2 水は通常車両内のハンドルに係る一時的運転工作場所について、水槽運転車両が付与される場合の回転椅子による

2 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
3 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。

用紙の大きさは、日本産業規格A3とする。

5 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第12表(2) 電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数表

事業者名：

参考1 同じく2名以上が感染した場合は、死因又は負傷程度の大きさの順に件数を計上し、該当するそれぞれの項に（ ）で死因者数を記載すること。
2 電気事業者は、当該電気事業者の範囲に於ける電気工作用機器について、日本電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
3 百分率の算出結果については、少第5位までを四捨五入し、第1位にとどめる。
4 用紙の大きさは、日本規格規格JIS C 3903-2とすること。
5 本表は、第3表において、本表と関連する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第13表 事故発生箇所別供給支障事故件数表

年鑑公

備考 1 主要供給支障事故とは、電気関係報告規則第3条の規定に基づき報告した供給支障事故をいいます。

2 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
4 本書は、第1章において、本書と関係する題に

4 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第14表 需要家停電統計

種別	事故停電			作業停電	合計	算出方法
	一般	自然災害	計			
停電原因						
内 容						
高江配電線路						
低江配電線路						
計						
停電原因						
内 容						
高江配電線路						
低江配電線路						
計						
停電原因						
内 容						
高江配電線路						
低江配電線路						
計						

備考 1 この表は、低圧で受電する電気の使用者について記載している。

2 電路には、発電所、蓄電池、変電所、送電網及び特別低圧配電線路に係るものと記載すること。

3 一需要家当たり年間停電回数（回）及び一需要家当たり年間停電時間（分）は、下式により算出する。

一需要家当たり年間停電回数（回） = $\frac{\text{停電回数}}{\text{当月平均需要家口数}}$ (少數第2位を四捨五入し、第2位にのみ)停電時間（分） = $\frac{\text{停電時間}}{\text{当月平均需要家口数}}$ (少數第2位を四捨五入し、整数を表示する。)

4 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第10（第2条関係）（平16経産令27・全改、令元経産令17・一部改正）

ボリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上 変圧器の使用状況調査年報		
年	月	日現在
<u>事業者名</u>		
ボリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上 変圧器の台数及び容量		
<u>台</u>		
<u>kVA</u>		
備考 1 毎年度 3月末日における状況で集計すること。		
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。		

備考 1 毎年度3月末日における状況で集計すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

kVA

kVA

様式第11（第2条関係）

年 月 日

第1表 販売電力量・契約口数

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月分

小志靈每事著者名

1. 脂毒霉素-脂毒類-超級口數

沖縄											
合計											

2 特定小売供給約款による供給の販売額

旧供給区域	特定小売供給約款による供給の販売額 (千円)		
	高圧	低圧	
		電灯	電力

- 備考 1 みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者は、2については記載する必要はない。
- 2 みなし小売電気事業者は、2に加えて1についても記載すること。また、1においては特定小売供給を含めた数値を記載すること。
- 3 1においては、一般送配電事業者の供給区域ごとに記載すること。
- 4 その他需要の欄には、建設工事用電力及び事業用電力に当たる内容を記載すること。
- 5 2の旧供給区域の欄には、みなし小売電気事業者として特定小売供給を行っている旧供給区域を記載すること。
- 6 沖縄電力株式会社以外は特定小売供給約款による供給の高圧の欄には記載する必要はない。
- 7 檢針日が月末ではないこと、需要家によつて検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行つている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。
- 8 販売額は、燃料費調整に係る額を含み、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第2項に基づいて算出される賦課金を除いた額とすること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2表 低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等
電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日

年 月～ 月分

小売電気事業者名 _____

			1	2	
メニュー名					
供給区域					
適用開始日					
料金設定方法	料金設定の種別 (該当するものに○を記入)	二部料金制			
		最低料金制			
		完全従量料金制			
		定額料金制			
		その他			
料金設定方法の概要					
燃料費調整の有無					
契約事務手数料等	契約事務手数料等の有無				
	契約事務手数料等の金額(円)				
契約期間・違約金等	契約期間				
	違約金等の定めの有無				
	違約金等の金額(円)又はその設定方法				

長期契約割引の内容	長期契約割引の適用の有無		
	割引金額（円／月）		
	長期契約割引の適用に必要となる契約期間		
	上記期間内に解約した場合の違約金等の金額（円）又はその設定方法		
その他の割引	長期契約割引以外の割引の金額（円）及びその設定方法		
小売供給の特性とする事項	電源の種類等を小売供給の特性とする契約条項の有無		
	契約条項の内容		
セット販売	他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約条項の有無		
	セットで販売される商品・役務		

- 備考 1 契約口数99以下の場合料金メニューについては、記載することを要しない。
- 2 契約口数が100以上の料金メニューについては、小売料金メニュー（特定小売供給メニューを除く。）ごとに記載すること（ただし、定型的でない料金メニューについては、各小売電気事業者の契約件数上位3件以内の料金メニューに限つて記載すること。）。
- 3 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
- 4 契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭の負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料等に含めること。
- 5 違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭

的負担（違約金の支払、預り金の没収等）は全て違約金等に含めること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表-1 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量
年 月 日
電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年度分 小売電気事業者名 _____

1 特別高圧・高圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約の販売電力量等

	1	2
メニュー名		
供給区域		
適用開始日		
電圧区分		
料金設定方法の概要		
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容		
年間販売電力量（kWh）		

2 低圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約の料金設定方法、販売電力量等

	1	2
メニュー名		
供給区域		
適用開始日		

料金設定方法	料金設定の種別 (該当するものに ○を記入)	二部料金制		
		最低料金制		
		完全従量料金制		
		定額料金制		
		その他		
	料金設定方法の概要			
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容				
年間販売電力量 (kWh)				

備考 1 小売料金メニューごとに記載すること。

2 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第3表-2 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量

年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年度分 小売電気事業者名 _____

		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計
調達電力量 (kWh)	年度合計							

備考 1 再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気ごとの電力量（再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約以外に基づいて供給する電力量も含む。）を記載すること。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第8条第1項の交付金の交付の対象となる再生可能エネルギー電気を含めて記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第4表 インバランス発生状況
 電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿
 年 月分 一般送配電事業者名 _____

1. 対象事業者名等

対象事業者名	
バランスングループ名	
バランスングループコード	
対象事業者とバランスングループを形成する他の事業者名	
実同時同量制度の選択の有無	

2. インバランス発生状況

日	時間帯	インバランス発生電力量 (kWh)		インバランス精算単価
		発電側	小売側	
1日	0:00~0:30			
	0:30~1:00			
	1:00~1:30			
	1:30~2:00			
	2:00~2:30			
	2:30~3:00			
	3:00~3:30			
	3:30~4:00			
	4:00~4:30			
	4:30~5:00			
	5:00~5:30			
	5:30~6:00			
	6:00~6:30			
	6:30~7:00			
	7:00~7:30			
	7:30~8:00			
	8:00~8:30			
	8:30~9:00			

9:00~9:30			
9:30~10:00			
10:00~10:30			
10:30~11:00			
11:00~11:30			
11:30~12:00			
12:00~12:30			
12:30~13:00			
13:00~13:30			
13:30~14:00			
14:00~14:30			
14:30~15:00			
15:00~15:30			
15:30~16:00			
16:00~16:30			
16:30~17:00			
17:00~17:30			
17:30~18:00			
18:00~18:30			
18:30~19:00			
19:00~19:30			
19:30~20:00			
20:00~20:30			
20:30~21:00			
21:00~21:30			
21:30~22:00			
22:00~22:30			
22:30~23:00			
23:00~23:30			
23:30~24:00			
2日 0:00~0:30			
(略)			
末日 23:30~24:00			

備考

- 対象事業者ごとに記載すること。ただし、パランシンググループを形成している事業者については、パランシンググループ単位で記載することとし、その場合には、対象事業者名の欄にパランシンググループの代表者名を記載すること。
- パランシンググループ名及び対象事業者とパランシンググループを形成する他の事業者名の欄は、対象事業者がパランシンググループを形成している場合のみ記載すること。
- 対象事業者とパランシンググループを形成する他の事業者名の欄には、小売パランシンググループを形成する場合のみ記載すること（ただし、発電パランシンググループの場合は記載は不要）。
- インバランス発生電力量の欄には、余剰インバランスが発生した場合には正の値を、不足インバランスが発生した場合には負の値を記載すること。
- 事業者が計画値同時同量制度を選択している場合には、発電側の欄には実発電量と計画発電量の差を、小売側の欄には計画需要量と実需要量の差を記載すること。また、事業者が実同時同量制度を選択している場合には、小売側の欄に実需要量と供給量の差を記載すること。
- インバランス清算単価の欄には、一般送配電事業者託送供給等料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条に基づき算定される数値を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第5表 電気事業者の契約状況
電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿
年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿
年 月 分 一般送配電事業者名

1. 小売供給の契約口数

契約口数（月末時点）	

2. 新規契約及び解約件数

小売供給を行う者	変更内容		件数
	新規契約	再点	
一般送配電事業者		新設	
		廃止	
	解約	撤去	

一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	新規契約	再点	
		新設	
		廃止	
		撤去	
その他の小売電気事業者	新規契約	再点	
		新設	
		廃止	
	解約	撤去	

3. 月間の小売電気事業者の変更件数

変更前	変更後	件数
一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	その他の小売電気事業者	
その他の小売電気事業者	一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	
その他の小売電気事業者	その他の小売電気事業者	

備考

- 小売供給の契約口数の欄には、低圧需要に関する口数（離島供給及び最終保障供給を含む。）を記載すること。
- 再点とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない開始申込をいう。
- 新設とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う開始申込をいう。
- 廃止とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない廃止申込をいう。
- 撤去とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした供給設備の工事を伴う廃止申込をいう。
- 一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者とは、電気事業者の契約状況の報告義務を負う一般送配電事業者の供給区域と重なる旧供給区域において特定小売供給を行うみなし小売電気事業者をいう。
- その他の小売電気事業者とは、一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者以外の小売電気事業者をいう。
- 検針日が月末ではないこと、需要家によって検針日が異なること等の理由により、一ヶ月の販売電力量等の管理を曆月とは異なる期間を用い

- て行つている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。
- 9 1. の契約口数については、報告月の月末における情報を記載し、
2. 及び3. の件数の欄には報告月の月ごとの合計を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12（第2条関係）（平28経産令67・追加、令元経産令17・一部改正）
第1表－1 スポット市場取引情報（通常入札）

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日分

時間帯	事業者名	入札区域	約定価格	約定量	注文 価格1	注文量1	注文 価格2	注文量2	注文 価格3	注文量3	注文 価格4	注文量4	注文 価格5	注文量5
					注文 価格6	注文量6	注文 価格7	注文量7	注文 価格8	注文量8	注文 価格9	注文量9	注文 価格10	注文量10
					注文 価格11	注文量11	注文 価格12	注文量12	注文 価格13	注文量13	注文 価格14	注文量14	注文 価格15	注文量15
					注文 価格16	注文量16	注文 価格17	注文量17	注文 価格18	注文量18	注文 価格19	注文量19	注文 価格20	注文量20
					注文 価格21	注文量21	注文 価格22	注文量22	注文 価格23	注文量23	注文 価格24	注文量24	注文 価格25	注文量25
					注文 価格26	注文量26	注文 価格27	注文量27	注文 価格28	注文量28	注文 価格29	注文量29	注文 価格30	注文量30

- 備考 1 時間帯の欄には、スポット市場において入札又は約定が生じた30分単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。
 2 注文量の欄には、買い入札の場合には正の値を、売り入札の場合には負の値を記載すること。
 3 同一事業者の入札であっても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
 4 約定期格とは、鉄電力取引所において公表されるシステムプライスをいう。また、市場分断処理が行われた場合には、区域ごとのエアープライスを記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

第1表-2 スポット市場取引情報（ブロック入札）

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年　月　日分					
時間帯	事業者名	入札区域	入札価格	入札量	約定量

- 備考 1 時間帯の欄には、ブロック入札において入札又は約定が生じた30分単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。
 2 入札価格の欄には、買い入札の場合には正の値を、売り入札の場合には負の値を記載すること。
 3 同一事業者の入札であっても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

第1表-3 スポット市場取引情報（先渡約定分）

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年　月　日分				
年月日	時間帯	事業者名	入札区域	約定量

- 備考 1 時間帯の欄には、先渡市場において約定が生じた30分単位のコマを事業者ごとに全て記載すること。
 2 約定量の欄には、買い約定量は正の値を、売り約定量は負の値を記載すること。
 3 同一事業者の入札であっても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

第2表 一時間前市場取引情報

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年　月　日分				
時間帯	入札地域	事業者名	約定量	
			買い	売り

- 備考 1 事業者ごとに記載すること。また、同一事業者の入札であっても入札地域が異なる場合には、別々に記載すること。
 2 時間帯の欄には、一時間前市場において約定結果が生じた30分単位

のコマを全て記載すること。

- 3 約定量の欄には、30分単位のコマごとに、取引開始時から取引終了時までの事業者ごとに約定量を記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

第3表 先渡市場取引情報

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年　月　日分							
時間帯	商品名	事業者名	入札区域	入札区分	入札価格	入札量	約定期格

- 備考 1 時間帯の欄には、先渡市場において約定結果が生じた30分単位のコマを全て記載すること。
 2 入札区域の欄には、事業者が入札を行う供給区域を記載すること。
 なお、供給区域は一般送配電事業者による供給区域を基準とする。
 3 同一事業者の入札であっても入札区域が異なる場合には、別々に記載すること。
 4 入札区分の欄には、買い入札の場合には「買」、売り入札の場合には「売」と記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A3とすること。

様式第12の2(第2条関係)

溶接自主検査年報

年度分

事業者名 発電所名								
検査実施日	検査の対象	検査の方法	検査の結果	検査結果に基づく補修等の内容	溶接施工工場の名称及び住所	記録の保存場所	備考	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 備考の欄には、原動力設備の種類、使用前自主検査及び定期自主検査の対象設備の有無、輸入品の有無を記載すること。

様式第12の3(第2条関係) (平成26年令32・追加、令元経産令17・一部改正)

年 月 日

経済産業大臣 権

特定卸供給関係取引月報

事業者名

年 月 分

1. 特定卸供給

対象事業者名	契約kW数	取引電力量(10 ³ kWh)
パランシンググループ名		
対象事業者とパランシンググループを形成する他の事業者名		

2. 調整力のうち需要抑制によって得られた電気

対象事業者名	契約kW数	取引電力量(10 ³ kWh)

備考 1 対象事業者ごとに記載すること。ただし、パランシンググループを形成している事業者については、パランシンググループ単位で記載することとし、その場合には、対象事業者名の欄にパランシンググループの代表者名を記載すること。

2 パランシンググループ名及び対象事業者とパランシンググループを形成する他の事業者名の欄は、対象事業者がパランシンググループを形成している場合のみ記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第12の4 (第2条関係)
経済産業大臣 殿

佐 世 井 一 年 月 日							
被用事業者の名称 及び代表者の氏名							
被用者担当部署名							
被用メールアドレス							
<input checked="" type="checkbox"/> 既存事業者登録 <input type="checkbox"/> 一般法人登録 <input type="checkbox"/> 配達業者登録 <input type="checkbox"/> 特定取扱事業者登録							
事業者名							
年月	郵送府県名	市区町村名	電源種別	契約地点数	最大発電能力 (kW)	逆輸送量 (10'kWh)	備考

備考
1. 当町村別及フ城源種別に各年月分の実績値を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本規格規格A4とするること。

様式第12の5 (第2条関係)
経済産業大臣 殿

佐 世 井 一 年 月 日								
被用事業者の名称 及び代表者の氏名								
被用者担当部署名								
被用メールアドレス								
<input checked="" type="checkbox"/> 既存事業者登録 <input type="checkbox"/> 一般法人登録 <input type="checkbox"/> 配達業者登録 <input type="checkbox"/> 特定取扱事業者登録								
事業者名								
年月	郵送府県名	市区町村名	小売業者事業者名	終利用計測器能力 (10'kWh)	平均需要量 (10'kWh)	EUJIS規格能力 (10'kWh)	需要能力範囲 (10'kWh)	備考

備考
1. 当町村別及フ城源種別に各年月分の実績値を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本規格規格A4とするること。

様式第12の6(第2条関係)

特定計量関係取引年報
年度

年 月 日

般

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

1. 特定計量における取引等に係る事項

型名	製造事業者名	精度階級	取引機器(kW)	取引件数(件)

2. 検査主体の適切性の維持

--

3. 使用している電気計器の運用状況

--

4. 苦情の件数及びその対応状況

業務 フロー	苦情の内容	件数 (件)	改善措置の内容
営業・契約	不適切な営業活動		
	契約内容の不満		
	ターリングオフできない		
	工事の不良		
	その他()		
運用・決済	計量値の不信		
	制御の問題		
	訴請求		
	その他()		
サポート・解約	不誠実な問合せ対応		
	技術的な不具合		
	解約ができない		
	高額な解約手数料		
	その他()		
その他			

5. 電気計器等の異常(故障等)の件数及びその対応状況

件数(件)	改善措置の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12の8 (第2条の2関係)

大規模休廃止報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所	
小売電気事業者名及び登録番号	
登録特定送配電事業者名及び登録番号	
連絡先担当者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第2号の規定に基づき、小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始するので提出します。

(需要家に周知する内容)

1 . 供給を停止する年月日
2 . 休止しようとする場合にあっては、その期間
3 . 休廃止を行う理由
4 . 苦情や問い合わせの連絡先
5 . 最終保障供給等の提供事業者

(休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の状況)

休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の小売供給契約数、販売電力量、供給区域			
小 売 供 給 契 約 数	低 壓 契 約	高 壓 契 約	特別高圧契約
販 売 電 力 量 (10 kWh)			
供 給 区 域			

(その他参考となるべき事項)

備考 1 最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。
 2 小売電気事業等とは、小売電気事業及び小売供給をいう。
 3 低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約とは高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。
 4 販売電力量は、休廃止の周知を開始する日の属する月の前々月の販売電力量をいう。
 5 供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本産業規格Mとすること。

様式第13(第3条関係) (平19年政令27・改正、平21年政令9・旧様式第11号下、平22年政令9・旧様式第12号上、平22年政令9・旧様式第11号下、令元政令17・一部改正)

電気関係事故報告	
1. 件名:	
2. 報告事業者	
1) 事業者名(電気工作物の設置者名):	
2) 住所:	
3. 発生日時:	
4. 事故発生の電気工作物(設置場所、使用電圧):	
5. 状況:	
6. 原因:	
7. 被害状況	
1) 死傷:有・無 内容:	
2) 火災:有・無 内容:	
3) 供給支障:有(供給支障電力、供給支障時間)・無 内容:	
4) その他(上記以外の他に及ぼした障害) 内容:	
8. 復旧日時:	
9. 防止対策:	
10. 主任技術者の氏名及び所属(保安管理業務外部委託承認がある場合は、委託先情報):	
11. 電気工作物の設置者の確認:有・無 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

様式第13の2 (平成28年令91・追加、令和元年令17・令28年令82・一部改正)

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書

年 月 日

般

住 所〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称							
事業場の所在地	〒						
連絡先	TEL						

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数

(その他参考となるべき事項)

--

備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に○印を付けること。

2 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第13の3 (平成28年令91・追加、令和元年令17・令28年令82・一部改正)

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

般

住 所〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称							
事業場の所在地	〒						
連絡先	TEL						

(変更に係る事項)

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

(その他参考となるべき事項)

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第13の4 (平成28年令91・追加、令元経産令17・令2経産令8・一部改正)

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

般

住 所〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第3号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称							
事業場の所在地	〒						
連絡先	TEL						

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数

廃止理由	1 : 喫煙取替・廃止	2 : 損壊・焼損	3 : P C B洗浄
	4 : その他 ()		

廃止内容			

(その他参考となるべき事項)

--

備考 1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当する場合には、高濃度の欄に印を付けること。

2 廃止理由が「P C B洗浄」の場合には、廃止内容の欄には、当該電気工作物の継続使用の有無並びに洗浄の方法及び結果について記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第13の5 (平成28年令91・追加、令元経産令17・令2経産令8・一部改正)

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

般

住 所〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称							
事業場の所在地	〒						
連絡先	TEL						

(事故のあつた電気工作物に係る事項)

種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数
発生日時	復旧日時						
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							

事故の状況							
講じた措置							

(その他参考となるべき事項)

--

備考 1 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第13の6 (平成28年令91・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書

年 月 日

般

住 所〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第4条の2第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況を別紙のとおり届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	T E L
電気主任技術者等の氏名	(兼任又は外部委託(電気保安法又は電気管理技術者)の別)
電気主任技術者等の連絡先	T E L

(その他参考となるべき事項)

--

(別紙)

高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況

氏名 (法人にあつては名称)
事業場の名称

(電気工作物に係る事項)

通し番号	種類	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	廃止予定期年月	備考

備考 1 別紙の表には、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物一個につき一行ずつ記載すること。

2 別紙の表の「廃止予定期年月」の欄には、電気設備に関する技術基準を定める命令(平成九年通商産業省令第52号)に基づく告示で定める期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかな場合にあつては、これを証する書類を添付し、当該書類で定められた廃止予定期年月を記載すること。

3 使用状態の欄には、設置している場合は「設置」と、予備として有している場合は「予備」と記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14 (第6条関係) (平28経産令07・追加、令元経産令17・一部改正) 取引会員情報
年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日時点

	事業者名	登録日
1		
2		

- 備考 1 登録日の欄には、卸電力取引所の会員として登録された日付を記載すること。
2 本表の記載時点における全ての卸電力取引所の会員の情報を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。